香川県の管理職員等の範囲を定める規則

昭和41年８月31日

人事委員会規則第16号

最終改正：令和５年３月31日

人事委員会規則第８号

令和５年４月１日施行

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第52条第４項の規定に基づき、同条第３項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

（管理職員等の範囲）

第２条　本庁に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第１の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

２　出先機関に勤務する職員のうち管理職員等は、別表第２の左欄に掲げる機関についてそれぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附　則　（略）

別表第１　本庁（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関 | 職 |  |
|  | 知事の事務部局 | 審議監、部長、総局長、知事公室長、局長、総室長、理事、会計管理者、次長、政策調整監、医療調整監、参事、課長、総括政策主幹、政策主幹、医療主幹、副課長、室長、防災指導監、家畜防疫主幹、検査主幹、主幹、専門監、所長、労働関係の事務を担当する課長補佐及び専門補佐、政策課の政策関係の事務を担当する課長補佐、予算課の課長補佐、総務学事課の訟務又は法規関係の事務を担当する課長補佐、財産経営課の庁舎管理の事務を担当する課長補佐、人事・行革課の課長補佐、政策課の政策関係の事務を担当する副主幹、予算課の副主幹、人事・行革課の副主幹、秘書課の秘書事務を担当する副主幹、予算課の主任、人事・行革課の主任、秘書課の秘書事務を担当する主任、人事・行革課の主任主事、秘書課の秘書事務を担当する主任主事 |  |
|  | 議会の事務部局 | 事務局長、事務局次長、課長、主幹、課長補佐、総務課の秘書事務を担当する副主幹及び主任 |  |
|  | 教育委員会の事務部局 | 副教育長、総室長、教育次長、政策調整監、課長、総室参事、政策主幹、副課長、室長、主幹、労働関係の事務を担当する課長補佐、義務教育課の人事関係の事務を担当する副主幹、高校教育課の人事関係の事務を担当する副主幹、義務教育課の主任管理主事、高校教育課の主任管理主事、総務課の人事、給与若しくは法規関係の事務又は秘書事務を担当する主任、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任、高校教育課の人事関係の事務を担当する主任、総務課の人事、給与若しくは法規関係の事務又は秘書事務を担当する主任主事、義務教育課の人事関係の事務を担当する主任主事、総務課の人事、給与又は法規関係の事務を担当する主事 |  |
|  | 選挙管理委員会の事務部局 | 書記長 |  |
|  | 人事委員会の事務部局 | 事務局長、事務局次長、課長補佐、副主幹、主任 |  |
|  | 監査委員の事務部局 | 事務局長、事務局次長、主幹、課長補佐 |  |
|  | 労働委員会の事務部局 | 事務局長、課長補佐 |  |
|  | 収用委員会の事務部局 | 事務局長 |  |

備考　知事の事務部局の項中「所長」とは、その職のうち職員の給与に関する条例（昭和26年香川県条例第５号）第７条の２第１項の規定による給料の特別調整額の支給を受けるものをいう。

別表第２　出先機関（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 機関 | 職 |  |
|  | 東京事務所 | 所長、副所長、部長 |  |
|  | 小豆総合事務所 | 所長、次長、防災・監督主幹、主幹、総務課長 |  |
|  | ミュージアム | 館長、副館長、瀬戸内海歴史民俗資料館長、文化会館長、文化会館次長 |  |
|  | 東山魁夷せとうち美術館 | 館長 |  |
|  | 漆芸研究所 | 所長、所長補佐 |  |
|  | 文書館 | 館長、次長 |  |
|  | 県税事務所 | 所長、部長、主幹、総務課長 |  |
|  | 消防学校 | 校長、教頭 |  |
|  | 環境保健研究センター | 所長、次長、総務企画課長 |  |
|  | 森林センター | 所長 |  |
|  | 林業事務所 | 所長 |  |
|  | 保健福祉事務所 | 所長、次長、主幹、庶務関係の事務を担当する課長 |  |
|  | 子ども女性相談センター | 所長、次長、西部子ども相談センター所長、西部子ども相談センター次長、総務課長 |  |
|  | 斯道学園 | 園長 |  |
|  | 障害福祉相談所 | 所長、次長 |  |
|  | 精神保健福祉センター | 所長、次長 |  |
|  | 川部みどり園 | 園長、次長 |  |
|  | 保健医療大学 | 学長、副学長、研究科長、学生部長、図書館長、学科長、専攻長、事務局長、事務局次長 |  |
|  | 食肉衛生検査所 | 所長、次長 |  |
|  | さぬき動物愛護センター | 所長、次長 |  |
|  | 大阪事務所 | 所長、副所長 |  |
|  | 産業技術センター | 所長、次長、発酵食品研究所長、総務課長 |  |
|  | 計量検定所 | 所長 |  |
|  | 高等技術学校 | 校長、副校長、総務課長 |  |
|  | 栗林公園観光事務所 | 所長、総務課長 |  |
|  | 農業試験場 | 場長、副場長、府中果樹研究所長、小豆オリーブ研究所長、園芸総合センター所長、病害虫防除所長、総務課長 |  |
|  | 農業改良普及センター | 所長、次長 |  |
|  | 農業大学校 | 校長、副校長、総務研修課長 |  |
|  | 畜産試験場 | 場長、次長、総務課長 |  |
|  | 家畜保健衛生所 | 所長、次長、支所長、家畜防疫主幹 |  |
|  | 土地改良事務所 | 所長、次長、防災・監督主幹、総務課長 |  |
|  | 水産試験場 | 場長、副場長、総務課長 |  |
|  | 土木事務所 | 所長、次長、長柄ダム再開発事務所長、防災・監督主幹、主幹、総務課長 |  |
|  | 高松港管理事務所 | 所長、次長 |  |
|  | 教育委員会事務局教育事務所 | 所長、所長補佐、主任管理主事 |  |
|  | 教育センター | 所長、次長 |  |
|  | 図書館 | 館長、副館長 |  |
|  | 屋島少年自然の家 | 所長 |  |
|  | 五色台少年自然センター | 所長 |  |
|  | 埋蔵文化財センター | 所長、次長 |  |
|  | 県立学校 | 校長、副校長、教頭、小学部主事、中学部主事、高等部主事、事務部長、船長 |  |

備考

「次長」、「副館長」及び「教頭」とは、その職務が労働関係の事務を担当するものをいう。